所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

イ	肺炎	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和	件数	0	1	0	0	0	0							1
3年度	日数	0	7	0	0	0	0							7
令和	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ο	0
2年度	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	尿路感染症	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和	件数	4	3	1	3	0	3							14
3年度	日数	21	15	4	19	0	11							70
令和	件数	1	2	3	2	1	2	4	3	1	6	3	1	29
2年度	日数	3	11	13	7	5	14	19	10	2	26	11	4	125

/\	帯状疱疹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和	件数	0	0	0	0	0	0							0
3年度	日数	0	0	0	0	0	0							0
令和	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和3年4月改定より)

	蜂窩織炎	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和	件数	0	1	0	0	0	1							2
3年度	日数	0	6	0	0	0	7							13

算定要件

所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた 場合に、1 回に連続する10 日間を限度とし、月1 回に限り算定するものであるので、1 月に連続しない1 日を10 回算定することは認められないものであること。

- また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関する
- がイドライン等を参考にすること。 ガイドライン等を参考にすること。 5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 6. 当該介護保健施設サービスを行う介護者人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

介護老人保健施設 ふれあいの百合